

温泉汲み上げ施設に対する法改正－西日本防災システム

背景

平成19年6月19日に東京都渋谷区の温泉汲み上げ施設で発生した爆発火災の調査で施設特有の危険要因や設備の必要性などが浮き彫りにされ、法改正に至っています。

事故概要

発生日時 : 平成19年6月19日 午後2時30分頃

場 所 : 東京都渋谷区某所

建物概要 : 地上1階 地下1階 建築面積 89.22㎡ 延べ153.71㎡
地階に温泉汲み上げポンプ装置等設置

人的被害 : 死者 3名 負傷者 8名

改正内容

ガス漏れ火災警報設備の現行基準は延べ1,000㎡以上の地下街や地階に限られていますが、全ての温泉汲み上げ施設に対して義務付けられます。消防法施行令
その際の設置基準も決められています 消防法施行規則

消防法施行令

原則として可燃性天然ガスが発生する温泉汲み上げ施設の**全て**にガス漏れ火災警報設備の設置が義務付けられます。既存の同施設に対しても義務付けられます。
温泉法第14条の5第1項の確認を受けた場合は除外されます。

消防法施行規則

ガス漏れ火災警報設備の設置基準の一部を温泉汲み上げ施設に設置するものについては以下の通りとなります。

- 検知器は温泉の採取のための設備の周囲10mにつき1個以上設けること。
- 警報装置等により検知器の作動と連動して防火対象物の関係者に警報を発するとともにガス濃度がさらに上昇した場合には、防火対象物全体に警報を発することができること。
- 受信機は警戒区域の数が1でありかつ、他の装置により防火対象物の関係者に警報を発することができる場合は設置を要しないこと。
- 警報装置のうち音声警報装置は他の装置により防火対象物の関係者及び利用者に警報を発することができる場合は設置を要しないこと。
- 同時にガス漏れ検知器等に係わる消防庁長官告示に定める基準の一部を次の通りと改正されています。
 - ・ ガスの濃度が爆発下限界の1/10に至ったときに作動するものであること。
 - ・ ガスの濃度を指示することができるものであること。
 - ・ 指示計は指示値を校正することができるものであること。

施行

平成20年10月1日

既存猶予

平成22年3月31日



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ

